

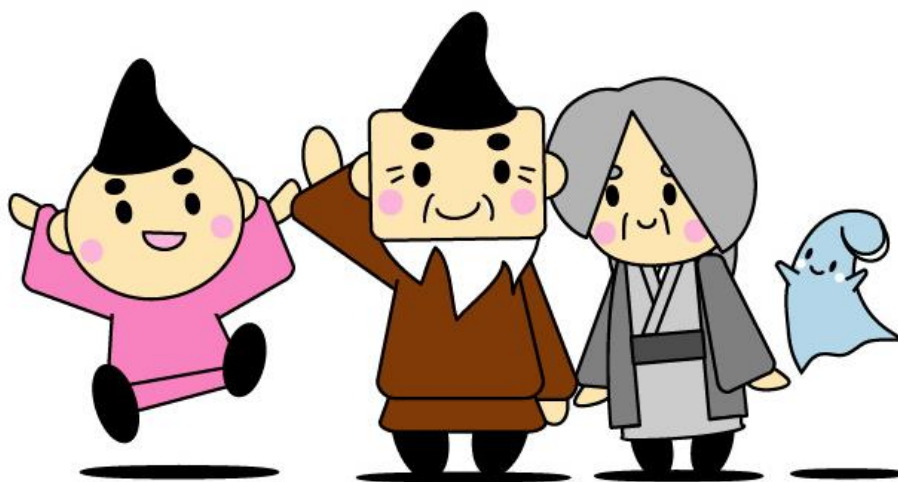
エイジフレンドリーシティ行動計画

第9期

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

【概要版】



茅ヶ崎市

第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（概要版）

目 次

■本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 第9期計画の基本理念と基本方針・・・・・・・・・・・・	2
3 第9期計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 第9期計画の計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5 茅ヶ崎市における高齢者の状況・・・・・・・・・・・・	5
6 国の基本指針等に関する本市の対応・・・・・・・・・・	7
7 第9期計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
■基本方針ごとの施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
基本方針1 高齢者の多様な生きがいつくりの支援・・・・・・・・	9
基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実・・・・・・・・	9
基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・	9
基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり・・・・・・・・	10
基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり	10
基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実	10
■介護給付費等の将来見通しと介護保険料・・・・・・・・	11
8 第9期計画の介護保険事業計画における介護保険料の設定について	12

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における「高齢者」とは

○「高齢社会白書」（内閣府）では、高齢者を65歳以上、65歳から74歳を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者、生産年齢を15歳から64歳、年少人口を0歳から14歳としています。本書では「高齢者」を65歳以上を指す語として用います。

本計画の概要

1 計画策定の主旨

日本の65歳人口以上の総人口に占める割合（65歳以上人口割合）は、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（令和5年出生中位（死亡中位）推計）によれば、令和7年（2025年）に29.6%、令和17年（2035年）に32.3%、令和22年（2040年）に34.8%に達することが予想されています。

茅ヶ崎市の現状としては、総人口が緩やかに増加するとともに、高齢者人口も年々増加していますが、今後は、総人口は減少していく一方、高齢者人口は増加する見込みとなっています。また、住民基本台帳による高齢化率は令和5年10月1日現在で26.66%（66,002人）となっており、65～74歳の割合である前期高齢化率は11.34%（28,091人）となっており、75歳以上の割合である後期高齢化率は15.31%（37,911人）で、今後は大きく上昇し続けることが見込まれます。

また、要介護・要支援認定者（以下「要介護等認定者」という。）数も増加しており、令和5年9月末日現在の要介護等認定者数（第1号被保険者）は11,918人、認定率（65歳以上の高齢者に占める要介護等認定者の割合）は18.0%となっています。

このような状況のもと、第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間は令和3年度から令和5年度まで。以下「第8期計画」という。）では、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）では、第8期計画の内容やその課題から、今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業において取り組むべき事項を整理していくほか、令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を各基本方針に取り入れ、計画を推進していきます。

また、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2（第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）」に掲げられた「地域共生社会の実現」に向け、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（医療・介護・予防・住まい・生活支援）が第9期計画の6つの基本方針と紐づいていることから、第9期計画を推進していくことで地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進につなげます。

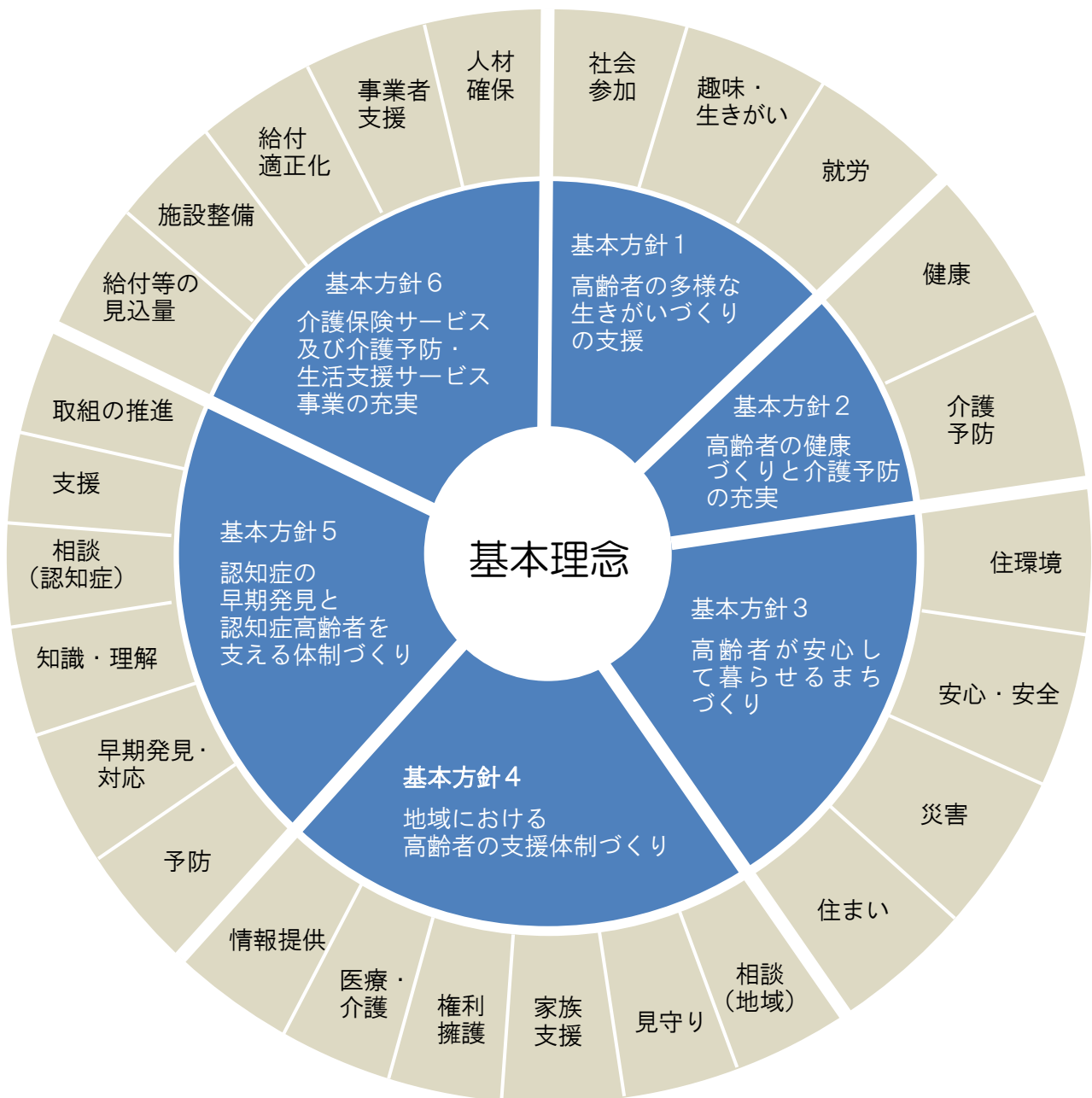
そして、第9期計画では、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症や災害等の外的要因に柔軟に対応し、高齢者福祉施策と介護保険サービスの提供を継続的に推進できるような体制を構築しながら、事業を着実に展開し、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年以降の社会情勢への対応と、その先の令和17年には団塊の世代が要介護認定率や介護給付費が急増する85歳に達することを見据え、健康寿命の延伸への取組のほか、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

2 第9期計画の基本理念と基本方針

基本理念

超高齢社会において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を送ることができるよう、地域の支え合いの力が連携して機能し、効果を発揮できる仕組みづくりを進め、高齢者一人ひとりの日々充実した暮らしの実現を目指す。

<図表1> 基本体系概念図



3

第9期計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

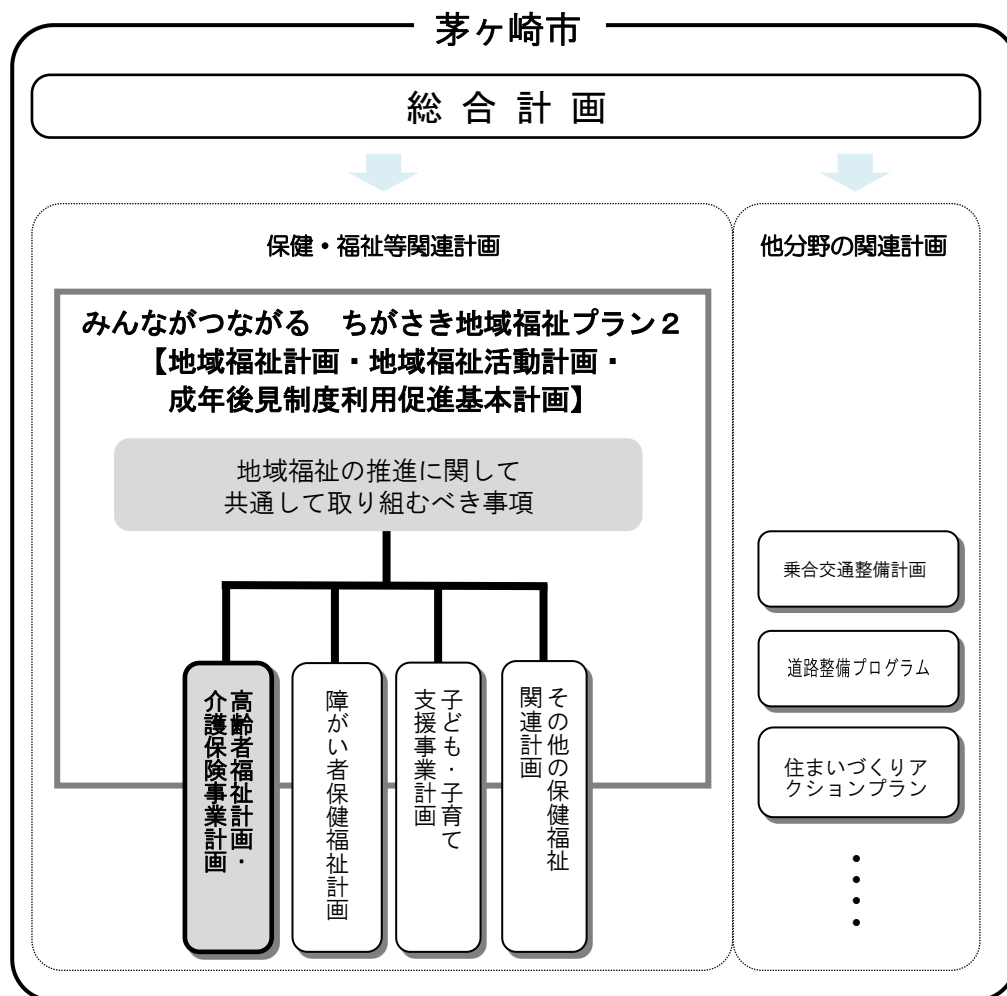
本計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものであり、神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」と連携するものです。

(2) 市政における位置づけ

本計画は、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めた「茅ヶ崎市総合計画」における政策目標3、「共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち」等に関連する個別計画として位置付けます。

また、保健福祉分野の総合計画である「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2（第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）」及び、他の福祉分野の計画である「茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」や、「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」のほか、他部門の計画と整合を図りながら進めます。

<図表2> 計画の位置づけ

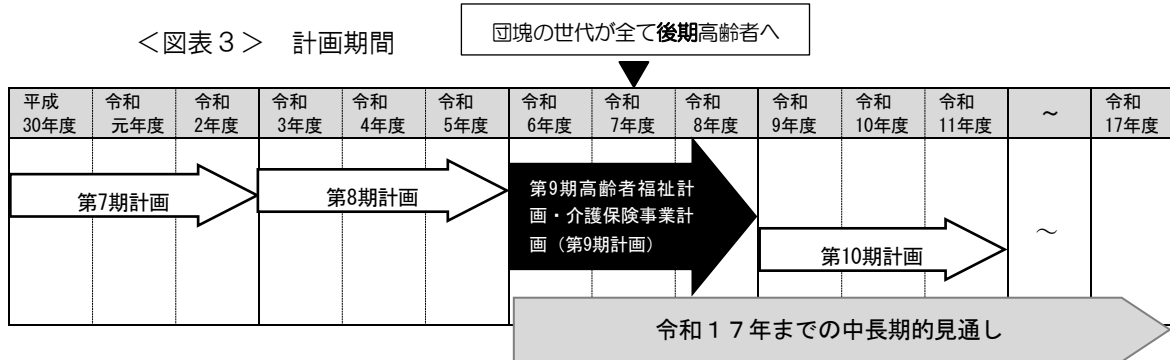


4 第9期計画の計画期間

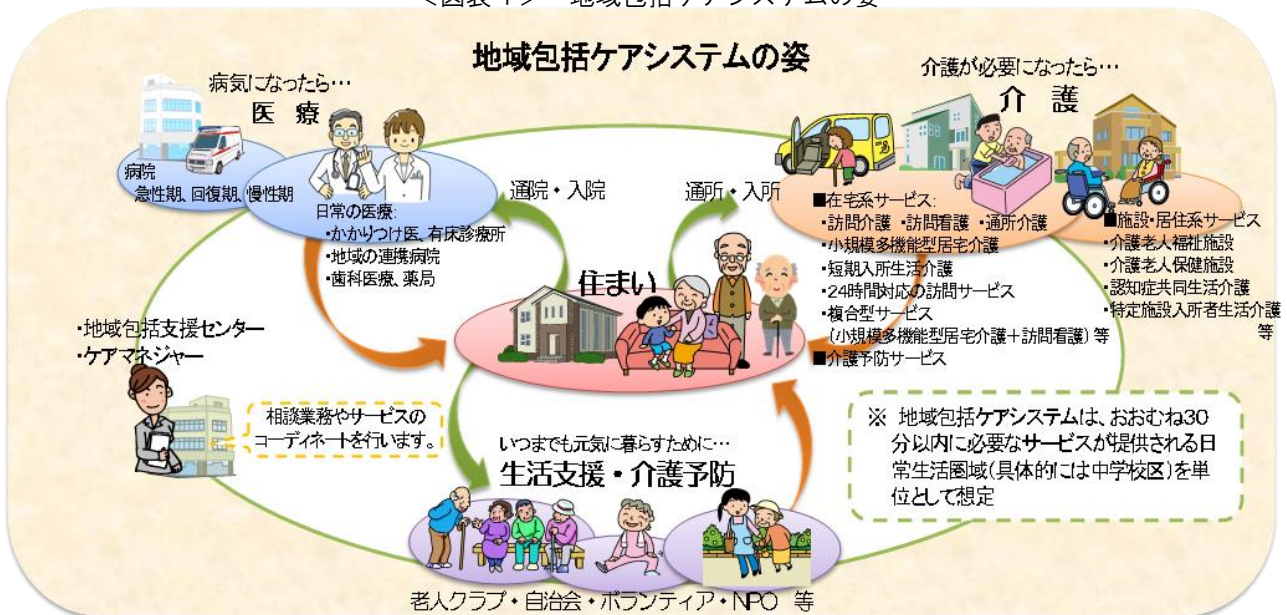
第9期計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3か年です。

第9期計画では、令和7年度以降の社会の情勢への対応と、その先の令和17年には団塊の世代が要介護認定率や介護給付費が急増する85歳に到達することを見据え、「誰かが担う」のではなく、「誰もが担う地域づくり」の視点に立って「地域包括ケアシステム」の深化・推進に継続して取り組みます。

＜図表3＞ 計画期間

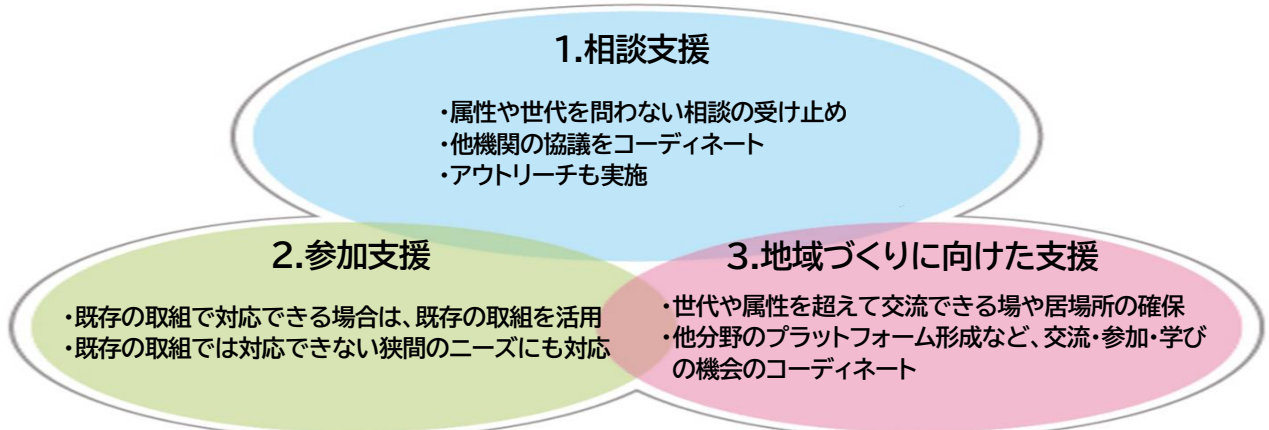


＜図表4＞ 地域包括ケアシステムの姿



(資料 厚生労働省)

＜図表5＞ 重層的支援体制整備のイメージ



5

茅ヶ崎市における高齢者の状況

(1) 茅ヶ崎市の人口の推移

住民基本台帳に基づく令和5年1月1日現在の総人口は246,394人で、3年前から2,500人以上増え、3年間の増加率は1.0%となっています。同時期の全国増加率は-0.9%、神奈川県増加率は1.0%となっています。本市の人口は増加しているものの、人口増加率は下降傾向にあります。

<図表6> 全国・神奈川県と比較した茅ヶ崎市の総人口と増加率の推移

(単位：人、%)

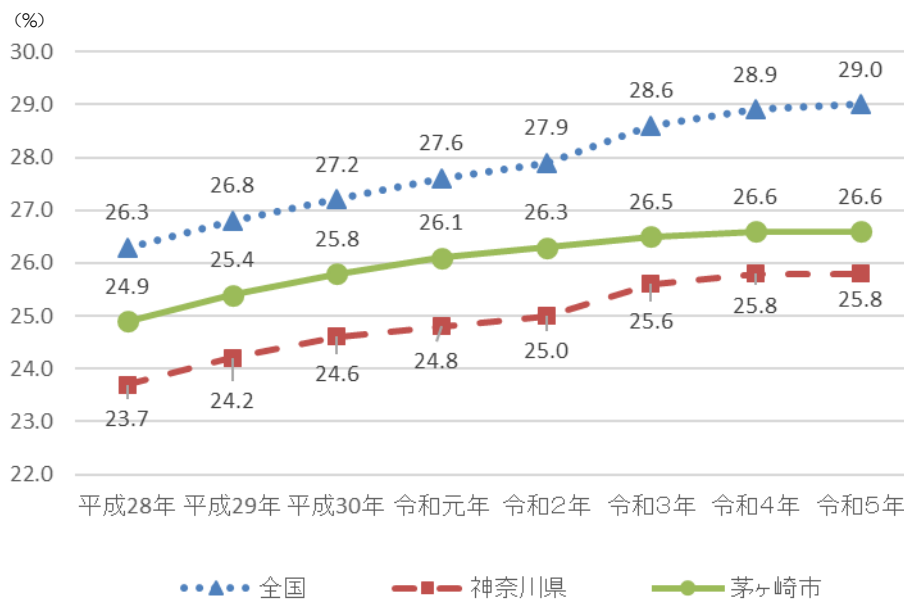
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
茅ヶ崎市	総人口(人)	220,897	228,811	235,643	240,428	243,884	246,394
	増加率(%)	3.7	3.6	3.0	2.0	1.4	1.0
神奈川県	総人口(人)	8,370,292	8,644,031	8,885,458	9,116,666	9,209,442	9,227,901
	増加率(%)	2.8	3.3	2.8	2.6	1.0	1.0
全国	総人口(人)	126,071,305	126,869,397	127,057,860	128,226,483	127,138,033	125,416,877
	増加率(%)	1.1	0.6	0.1	0.9	-0.8	-0.9

(資料：住民基本台帳 平成22年以前は3月31日現在、平成27年以降は1月1日現在)

(2) 高齢化率についての全国・神奈川県との比較

全国・神奈川県の高齢化率と比較すると、本市は全国、神奈川県と同様に上昇が続いていますが、全国よりは低く、神奈川県よりは高い割合で推移しています。

<図表7> 全国・神奈川県と比較した茅ヶ崎市の高齢化率の推移



(資料：住民基本台帳、人口動態及び世帯数調査 各年1月1日現在)

(3) 茅ヶ崎市の要介護等の状態区分ごとの認定者の推移について

第1号被保険者の認定者数は、どの要介護等の状態区分でも概ね増加傾向にあります。

＜図表8＞ 茅ヶ崎市の要介護等の状態区分ごとの認定者数の推移

(単位:人)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
第1号被保険者	要支援1	1,624	1,805	1,938	2,009	1,911	1,955	2,002	1,944	1,954	2,014	2,022	2,049
	要支援2	970	1,106	1,170	1,169	1,289	1,355	1,515	1,648	1,768	1,786	1,846	2,066
	要介護1	1,323	1,332	1,404	1,516	1,561	1,679	1,697	1,822	1,993	2,043	2,060	2,231
	要介護2	997	1,085	1,075	1,132	1,242	1,231	1,295	1,388	1,542	1,576	1,672	1,772
	要介護3	709	756	843	866	922	1,008	1,109	1,195	1,262	1,335	1,407	1,425
	要介護4	909	956	995	1,050	1,075	1,163	1,212	1,237	1,323	1,376	1,434	1,485
	要介護5	738	726	711	737	759	753	764	796	783	856	886	890
	合計	7,270	7,766	8,136	8,479	8,759	9,144	9,594	10,030	10,625	10,986	11,327	11,918
第2号被保険者	要支援1	20	28	30	30	27	31	33	24	29	31	32	38
	要支援2	44	45	41	44	42	55	39	56	50	52	47	59
	要介護1	18	15	18	23	20	26	26	18	28	26	24	29
	要介護2	42	49	38	43	34	35	43	42	46	36	28	41
	要介護3	16	16	19	16	21	22	18	19	26	22	25	33
	要介護4	16	15	18	26	22	18	16	29	22	29	34	25
	要介護5	22	22	20	17	19	19	18	23	24	27	17	26
	合計	178	190	184	199	185	206	193	211	225	223	207	251
認定者総数		7,448	7,956	8,320	8,678	8,944	9,350	9,787	10,241	10,850	11,209	11,534	12,169

(資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告月報 各年9月末日現在)

(4) 要介護等の状態区分ごとの認定者割合についての全国・神奈川県との比較

第1号被保険者の要介護等の状態区分ごとの認定者割合をみると、令和5年の茅ヶ崎市は「要支援1」、「要支援2」が全国や神奈川県と比べて高くなっており、一方、「要介護1」から「要介護5」までは全国や神奈川県と比べて低い傾向にあります。

＜図表9＞ 全国・神奈川県と比較した茅ヶ崎市の要介護等の状態区分ごとの認定者割合

(単位: %)

	令和2年			令和5年		
	茅ヶ崎市	神奈川県	全国	茅ヶ崎市	神奈川県	全国
要支援1	18.3	12.9	14.1	17.1	13.1	14.2
要支援2	16.8	14.8	14.0	17.5	14.7	13.9
要介護1	18.6	19.1	20.4	18.6	19.2	20.7
要介護2	14.6	19.0	17.1	14.9	18.8	16.7
要介護3	11.9	13.5	13.2	12.0	13.4	13.2
要介護4	12.4	12.2	12.4	12.4	12.6	12.7
要介護5	7.4	8.6	8.8	7.5	8.2	8.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告月報 各年9月末日現在)

6

国の基本指針等に関する本市の対応

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備について

ア) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

本市では、第8期計画より日常生活圏域を3圏域から13圏域に変更しています。1圏域当たりの高齢者人口が増加していることや、地区単位での活動が盛んに行われている本市の実情に応じた設定となりました。高齢者が住みなれた身近な地域で安心して暮らし続けていくため、地域密着型サービスの提供体制を整えていきます。

イ) 在宅サービスの充実

地域包括ケアシステムの姿である、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続するためには、在宅サービスの充実が欠かせません。小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスを計画的に整備することにより、市内の在宅サービスの充実を図ります。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組について

ア) 地域共生社会の充実

地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進します。また、重層的支援体制整備事業において、地域包括支援センターの属性や世代を問わない包括的な相談支援等の充実を図ります。

令和5年6月には、共生社会の実現の推進するための認知症基本法が制定し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進します。

イ) 保険者機能強化

保険者機能強化の取組の1つとして、本市はこれまでも介護給付の適正化の取組を進めてきました。第9期計画においても、ケアプラン点検や給付情報に基づく医療情報との突合・縦覧点検、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査の実施について、取組の重点化・内容の充実・見える化を進めます。

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上について

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けては支え手となる人材の確保が前提となります。介護予防・日常生活支援総合事業の担い手の育成、国・県との連携による介護人材の定着・確保、介護職に対するイメージ改善への取組、介護現場の職員が安心して働ける職場環境の整備に向けた支援等を通じて、介護人材の確保に取り組みます。また、介護現場における事務負担軽減のための文書簡素化やペーパーレス化をさらに促進することにより、生産性向上支援に取り組みます。

7 第9期計画の構成

(1) 基本方針について

第9期計画では、第6期計画から段階的な構築を目指している「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組むため、第8期計画の6つの基本方針を踏襲します。

(2) 施策の方向性について

施策の方向性については、基本的に第8期計画を踏襲しながら、高齢化と現役世代の減少が顕著になる社会情勢を見据え、「誰かが担う」のではなく、「誰もが担う地域づくり」の視点に立って施策展開を行います。

また、基本方針5「認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり」について、新たに施策の方向性6として「認知症本人と家族を支える取組の推進」を新設しました。

なお、施策の方向性の内容を整理し、意味合いが近い項目をなるべくまとめたり名称を変更したりするなど、基本方針に対してより分かりやすくなるよう努めました。

前計画からの変更点

基本方針	内容	第8期	→	第9期
3	変更	(1) 高齢社会に対応した住環境づくり		(1) 超高齢社会に対応した住環境づくり
4	変更	(3) 生活支援サービスの充実・強化		(3) 高齢者を介護している方に対する支援
	統合	(1) 地域の相談窓口の周知と機能強化		(1) 地域の相談窓口の機能強化
		「周知」を基本方針4の施策の方向性6に統合しました。		
5	新設			(6) 認知症本人と家族を支える取組の推進
		基本方針5について、新たに施策の方向性6を新設しました。		

(3) 個別の事業について

計画策定に当たり、各施策の方向性に紐づく事業は、茅ヶ崎市総合計画の実施計画と整合性を図られるべきでしたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行と、社会経済情勢が急速に不透明になる中で、将来を予見することが難しかったことから、前期実施計画の策定が2年間延期になり、令和5年度から令和7年度までを計画期間としました。

そのため、第8期計画期間中（令和3年度から令和5年度まで）に、実施計画の策定から外れていた期間（令和3年度、令和4年度）が生じることから、市の方針により個別の事業を掲載しませんでした。

第9期計画では、計画期間が実施計画が策定されている期間であることから、ニーズを踏まえて、個別の事業を掲載します。

基本方針ごとの施策

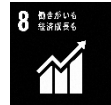
基本方針 1

高齢者の多様な生きがいの支援

住み慣れた地域で高齢者がいきいきと生活を送ることができるよう、趣味の活動や生涯学習、社会参加などを促すための支援を行います。また、活動機会や情報の提供に加え、活動の拠点となる施設の維持管理や、各種活動場所の確保にも取り組み、基本方針 1 の取組を通じて、高齢者が地域で活躍できるような支援を行います。

【施策の方向性】

- (1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援（社会参加）
- (2) 趣味や生きがいの支援（趣味・生きがい）
- (3) 就労支援の充実（就労）



基本方針 2

高齢者の健康づくりと介護予防の充実

高齢者がいつまでも元気で、いきいきとした生活を送るためには、健康づくりに対する意識を高めるとともに、生活機能が低下する前に、状態の維持・改善や重度化の予防を図っていくことが重要です。本市では、日常の中での健康づくりや、疾病・介護予防に関する取組の充実に重点を置き、基本方針 2 の取組を通じて、高齢者の健康寿命の延伸に取り組んでいきます。

【施策の方向性】

- (1) 健康づくり、健康増進（健康）
- (2) 介護予防の取組支援及び介護予防に対する意識の啓発（介護予防）



基本方針 3

高齢者が安心して暮らせるまちづくり

近年は豪雨や台風などの気象災害が頻発しているほか、新興感染症の出現など、災害等に対する備えや対策の重要性が高まっています。また、振り込め詐欺などの高齢者を狙った特殊詐欺も多く発生しています。高齢者が安心して暮らせるよう、防犯や災害等の緊急時への備えのほか、交通安全対策、住環境の整備、住まいの確保の取組などを推進し、基本方針 3 の取組を通じて、困りごとを 1 人で抱え込まず、地域の協力の中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【施策の方向性】

- (1) 超高齢社会に対応した住環境づくり（住環境）
- (2) 安心・安全なまちづくり（安心・安全）
- (3) 災害に強いまちづくり（災害）
- (4) 高齢者の住まいの確保（住まい）



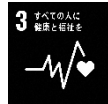
基本方針 4

地域における高齢者の支援体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、地域の中で関係を築き、地域で高齢者を支える包括的な支援体制づくりが必要となります。地域に存在する多様な主体との連携や基盤の整備を行い、基本方針4の取組を通じて地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組んでいきます。

【施策の方向性】

- (1) 地域の相談窓口の機能強化（相談（地域））
- (2) 地域力を活かした見守り及び支援体制づくりの推進（見守り）
- (3) 高齢者を介護している方に対する支援（家族支援）
- (4) 高齢者の権利擁護の推進（権利擁護）
- (5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進（医療・介護）
- (6) 高齢者への分かりやすい情報の提供（情報提供）



基本方針 5

認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

認知症になっても、その方の尊厳を維持しつつ希望を持って暮らすことができるように、「共生社会」の実現を目指します。基本方針5の取組を通じて、認知症の方や家族の思いに寄り添うとともに、認知症に対する正しい理解や正しい知識を深め、認知症高齢者、認知症の家族を支えるための支援体制づくりに取り組みます。

【施策の方向性】

- (1) 認知症の予防に向けた取組の充実強化（予防）
- (2) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組（早期発見・対応）
- (3) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発（知識・理解）
- (4) 認知症に関する相談窓口の充実強化（相談（認知症））
- (5) 認知症高齢者の支援体制づくり（支援）
- (6) 認知症本人と家族を支える取組の推進（取組の推進）



基本方針 6

介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実

要介護等認定者が介護保険及び介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じて、自立した日常生活を送ることができるように、サービスの充実に取り組みます。

【施策の方向性】

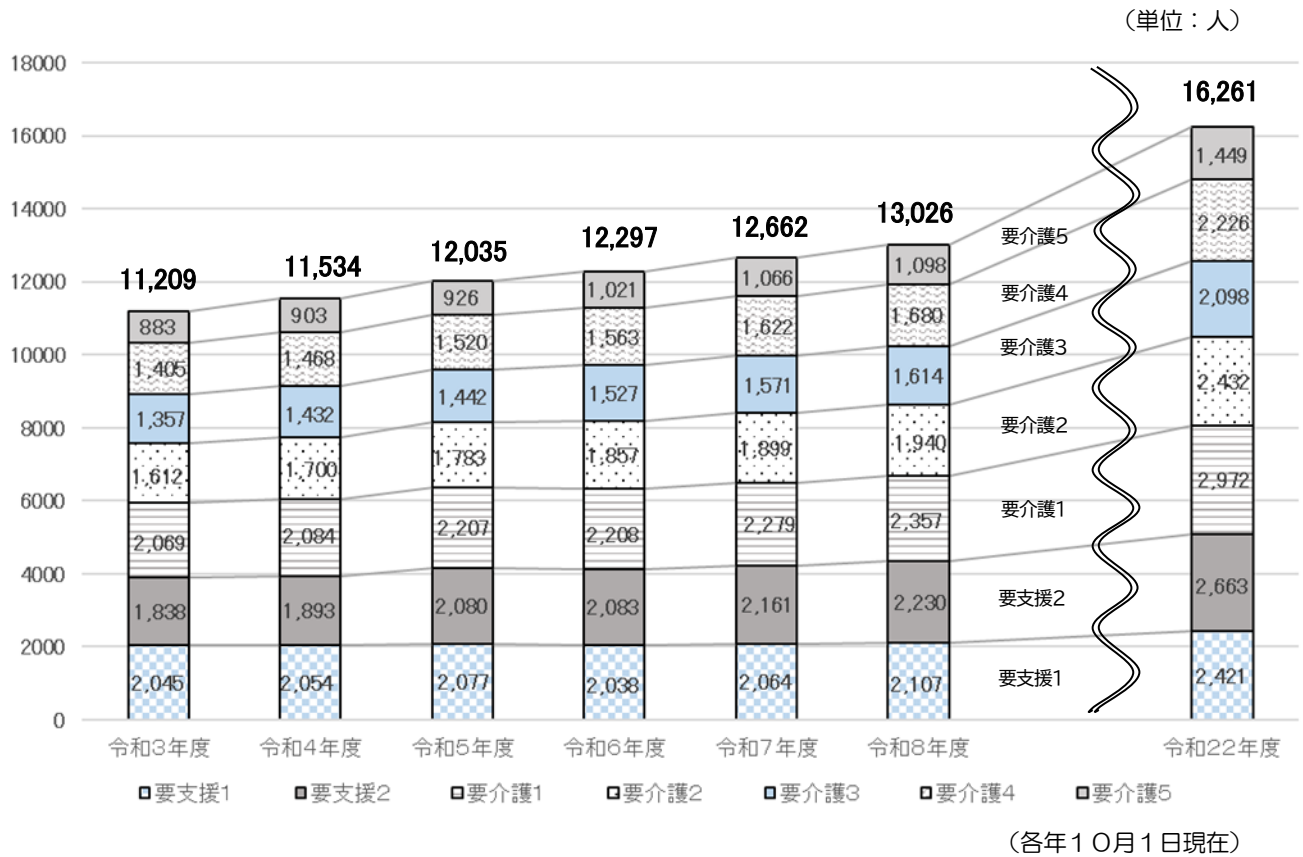
- (1) 保険給付等の将来見通し（給付等の見込量）
- (2) 介護保険施設等の整備目標の設定（施設整備）
- (3) 給付適正化の推進（給付適正化）
- (4) 介護保険事業者への支援（事業者支援）
- (5) 介護人材の確保・定着、業務効率化への取組（人材確保）



介護給付費等の将来見通しと介護保険料

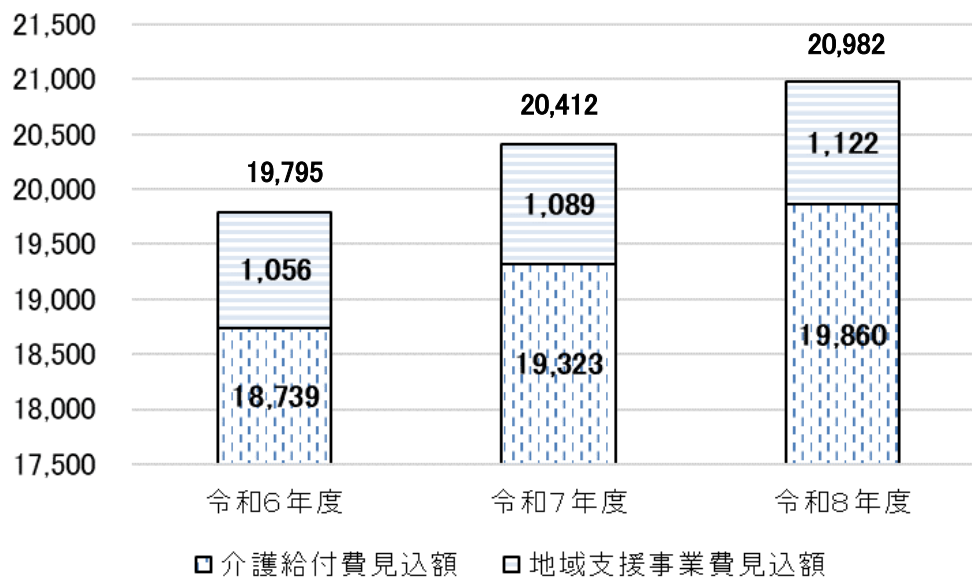
要介護等認定者数は増加傾向にあり、令和22年には16,261人になると見込まれます。要支援1から要介護5まですべての区分において増加傾向にあります。

＜図表13＞要介護等の状態区分ごとの認定者数の見込み



＜図表14＞第9期計画における介護保険給付費等見込額

(単位：百万円)



8 第9期計画の介護保険事業計画における介護保険料の設定について

第9期の保険料段階設定にあたっては、法令等の改正を踏まえ16段階とし、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな所得段階区分の設定としました。

	対象となる方	基準額に 対する割合	保険料の年額 (月額)
第1段階	老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者 市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定 所得金額が80万円以下	0.285	18,400円 (1,533円)
第2段階	市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定 所得金額が80万円を超え120万円以下	0.45	29,052円 (2,421円)
第3段階	市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定 所得金額が120万円を超える	0.685	44,224円 (3,685円)
第4段階	本人が市町村民税非課税で、本人の基準判定 所得金額が80万円以下 (世帯に市町村民税課税者あり)	0.80	51,648円 (4,304円)
第5段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税で、本人の基準判定 所得金額が80万円を超える (世帯に市町村民税課税者あり)	1.00	64,560円 (5,380円)
第6段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 120万円未満	1.15	74,244円 (6,187円)
第7段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 120万円以上210万円未満	1.25	80,700円 (6,725円)
第8段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 210万円以上320万円未満	1.50	96,840円 (8,070円)
第9段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 320万円以上500万円未満	1.60	103,296円 (8,608円)
第10段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 500万円以上800万円未満	1.85	119,436円 (9,953円)
第11段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 800万円以上1,000万円未満	2.10	135,576円 (11,298円)
第12段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 1,000万円以上1,200万円未満	2.20	142,032円 (11,836円)
第13段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 1,200万円以上1,500万円未満	2.30	148,488円 (12,374円)
第14段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 1,500万円以上2,100万円未満	2.40	154,944円 (12,912円)
第15段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 2,100万円以上3,700万円未満	2.50	161,400円 (13,450円)
第16段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 3,700万円以上	2.60	167,856円 (13,988円)